

「坂城町一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和 7年 3月 19日

坂 城 町 長

坂城町規則第 6 号

坂城町一般職の職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

坂城町一般職の職員の給与の支給に関する規則（昭和40年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号、第14条の2第4項各号及び第14条の4第2項各号中「55,000円」を「15万円」に改める。

第15条の2第2項中「条例第24条の2第3項第1号」を「条例第24条の2第3項」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる場合には、条例第24条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。

- (1) 条例第24条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合
- (2) 条例第24条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。